

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般・特定相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者
(市町村所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要等について（周知）
(福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等)

平素は、障害福祉施策の推進にご協力いただきありがとうございます。

国においては、障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向け、令和8年度報酬改定において必要な対応を行うとして検討が進められています。

この度、令和8年2月18日開催の「障害福祉サービス等報酬改定チーム」において、「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項」として、令和8年6月からの処遇改善加算の加算率の引上げ等の内容が示されましたので、お知らせします。

また、既にお知らせしておりますが、令和8年度報酬改定までの緊急的対応として、現在「岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金」の申請受付を開始しております。

今後、国から通知等があり次第お知らせしますが、各事業者におかれては、これらの情報等を踏まえ、令和8年度の処遇改善計画の作成に向けて準備をお願いします。

記

1 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

2 岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金

岐阜県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/478626.html>

第一次申請受付期間 令和8年2月12日（木）～3月13日（金）

3 令和8年度の処遇改善計画の提出期限・様式

処遇改善計画書は、通常、加算算定月の前々月までに提出することとされていますが、令和8年4月以降分については以下のとおりとする予定です。また、処遇改善計画書の様式については、国において見直しが進められていますので、通知があり次第お知らせします。

○令和8年4月・5月分を申請する事業者

令和8年6月以降の処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出（予定）

○令和8年6月分から新規に処遇改善加算を申請する事業者

令和8年6月15日までに提出（予定）

※令和8年6月から、相談系のサービスについても処遇改善加算が新設される見込みです。

相談系以外のサービスも実施する事業者は、4月15日までに相談系のサービスを含めて提出いただき、相談系のサービスのみ実施する事業者は6月15日までに提出いただく予定です。

※岐阜市所在の事業所について、処遇改善計画書の提出先は岐阜市です。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣本	担当	加藤
電話	058-272-1111（内線 3490）		